

仕様書

1 委託業務名

岐阜市企業版ふるさと納税等にかかるマッチング支援業務

2 委託業務場所

岐阜市長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務目的

本業務は、税負担の軽減措置が与えられる地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を含めた企業からの寄附について、岐阜市（以下「発注者」という。）が行う地方創生事業に対し、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

5 委託内容

(1) 寄附見込企業のリスト化に関すること

受注者は、寄附見込企業を洗い出し、根拠を添えて寄附見込企業のリストを作成次第、発注者に提出する。また、リストが更新された場合、都度発注者に提出する。

(2) 寄附見込企業に対するアプローチに関すること

受注者は、寄附を行った場合のメリットや、発注者の取り組みを紹介した資料等を活用し、寄附見込企業に対して、個別訪問等により発注者への寄附を提案する。

(3) 寄附見込企業と発注者とのマッチングに関すること

受注者は、寄附見込企業の寄附意向を把握し発注者へ情報提供するなど、マッチングを行う。

(4) 寄附見込企業へのサポートに関すること

受注者は、寄附見込企業からの各種問合せ等に対応する。

(5) その他、寄附獲得に向けた支援に関すること

その他、寄附獲得に向けた支援について、受注者と発注者が協議の上、必要に応じて、決定する。

6 委託料額

(1) 本業務は成果報酬型とし、本業務を通じて寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託料額を支払うものとする。

委託料額（成果報酬型）

寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

(2) 委託料率は、寄附額の20%（消費税及び地方消費税別）以内とする。

(3) 本業務を通じて行われた寄附であることを明確にするため、寄附申出の際に、次のいずれかの方法により、その旨を明らかにすること。

- ①発注者が提供する専用の様式に記載する。
- ②LoGo フォームにて紹介事業者名を選択する。
- (4) 「5 委託内容」にかかる費用は全て委託料額に含まれるものとする。

7 一括再委託の禁止

受注者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。

8 法令等の遵守

- (1) 受注者は、本契約の締結にあたり、岐阜市公契約条例等関係法令等を遵守すること。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者において必要な手続きを行い、使用料等が発生する場合は、受注者が負担するものとする。
- (3) 著作物等に関し、関係者その他の第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受注者の責任と負担において処理するものとする。

9 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の履行にあたり、管理、監督する業務主任者を定めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、作業指示又はその他発注者からの通知事項に疑義が生じた場合は、発注者に通知し、発注者は、それに回答する。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と必要な協議等を十分に行い、その指示に従う。
- (4) 受注者は、契約後速やかに、業務スケジュールおよび運営体制が確認できる資料を発注者に提出すること。

10 委託料の支払

発注者は寄附受領後、速やかに受注者に寄附受領を伝え、受注者の請求により、委託料を支払うものとする。

11 その他事項

- (1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には予め受注者と発注者が協議の上、発注者の承認を得るものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また受注者は、本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて別紙「個人情報取扱特記仕様書」に基づき、秘密保持を厳守するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。発注者の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置を取った場合は、事後直ちに発注者に報告するものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と仕様内容や作業スケジュールの確認のための協議を行うものとする。
- (5) 受注者は、業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととする。想定以上の寄附が見込まれることにより、委託料額が予算額を超えることが見込まれる場合は、発注者が

寄附受領の可否を判断するものとする。

- (6) 寄附は原則、現金での受領を優先することとする。物品については、物品希望一覧に掲載する物品とし、委託料額の予算額の範囲内において発注者が寄附受領の可否を判断するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。